

参加費無料

## 有期雇用契約に係る特措法説明会の御案内

平成 27 年 4 月 1 日から「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期特措法）」が施行されます。これにより、労働契約法第 18 条で定められている「無期転換ルール（通算契約期間が 5 年を超える場合に、労働者の申込により無期労働契約に転換する制度）」に特例が設けられます。

今回の説明会では、有期特措法により新たに設けられた制度の内容等を中心に、今後の有期雇用労働者の雇用管理においてご注意くださいポイントを御説明します。

多くの方の御参加をお待ちしています。

**日 時** 平成 27 年 3 月 12 日（木） 14：00～16：00

**場 所** 香川労働基準協会 大会議室  
（高松市郷東町 4 3 6 - 3）

裏面地図参照

**対 象** 事業主、企業の人事労務担当者など  
（定員 120 名・先着順）

裏面の**参加申込書**に必要事項を記載の上、**3月5日(木)までに**「香川労働局 労働基準部 監督課」宛に F A X 又は郵便でお申し込みください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

**F A X 0 8 7 - 8 1 1 - 8 9 3 3**

（申込及び問合せ先）

香川労働局 労働基準部 監督課

〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 3 階

（☎087-811-8918）

## 会 場 案 内



### 「有期雇用契約に係る特措法説明会」参加申込書

申込先：香川労働局 労働基準部 監督課

( FAX ; 087-811-8933 )

( 〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 3 階 )

事業場名		出席者	
		職名	氏名
所在地 (連絡先)	〒 - -  ( - - )		